

延慶本平家物語における「人」「者」と

格助詞「の」「が」との関係

東 辻 保 和

はじめに

ある人物の名前が文中で取り立てられる場合に、

(人名) 十といふ人

(人名) 十といふ者

という表現の型が有る。ここで「人」と呼ばれる人物と「者」と呼ばれる人物とは、どのように異なるのか、それは同時に「人」と「者」との意味の違いを示すことにもなるであろう。小稿では、延慶本平家物語を対象として、この問題を考察しようと思う。

ただ、かかる観点からは、対象を異にしながらも既にいくつもの論文が発表されていて、特に目新しいものではない。そこで小稿では、「人」「者」と格助詞「の」「が」との関係についても考えるところを述べてみたい。

一、「といふ人」

延慶本平家物語には、

後白川院ノ近習者坊門中納言親信ト云人ヲハシキ(一末・三〇

オ)

昔張文成ト云シ人(二末・七ウ)

など、「といふ人」の例が四三例、又、

足利ノ太郎俊綱カ子ニ足利又太郎忠綱ト云者アリ(二中・五八ウ)

京ニ紺擻ニテアリケル字五郎ト申ケル者(四・三五オ)

など、「といふ者」の例が一二八例有る。そこで、両者の用法を比較してみよう。

まず、事例数の少ない「といふ人」の方から検討を加えてみることにしたい。

第一に、「といふ人」に上接する人名(人物)の官位は、各大臣・公卿を始めとして、六位までが来ており、その幅の広いことに注目される。分類してみると次の如くである。

〔大臣〕

太政大臣平清盛入道法名淨海(一本・九ウ)

一条ノ左大臣正親公(一末・五四ウ)

迦留大臣(一末・六三オ)

弼宰相(一末・六三ウ)

三条内大臣(二中・二オ)

カルノ大臣(四・六三オ)

〔大臣を除く三位以上〕

坊門中納言親信入藤原氏▽(二末・三〇オ)

東大寺長官中納言宗行卿入藤原氏▽(二本・九八オ)

山陰中納言入藤原氏▽(三本・六八オ)

大納言禪師(四・一二ウ)

宰相脩憲入藤原氏、参議正三位『公卿補任』▽(四・六一ウ)

三位中将入平氏▽(五本・九一ウ)

博雅ノ三位入源氏▽(五末・一七オ)

吉田大納言経房卿入藤原氏▽(六末・二二ウ)

悪別当経成入源氏、中納言正二位『公卿補任』▽(六末・八ウ)

〔四五六位相当〕

左少弁行隆入藤原氏、正五位相当▽(二本・九六オ)

少納言伊長入藤原氏、従五位相当▽(二中・一九ウ)

前右衛門督光能卿入藤原氏、正五位相当、後、参議正三位▽(二末・四二オ)

右近衛權少将兼大宰ノ小式藤原ノ広嗣入正五位相当▽(三末・四二オ)

名虎ノ右兵衛佐入紀氏、正六位相当▽(四・六オ)

越前守信行入藤原氏、従五位相当▽(四・五八オ)

土佐守宗重入平氏、従五位下▽(六末・八四ウ)

佐大夫宗信入藤原氏、「六条宰相家保ノ御孫左衛門佐宗保カ子也」

(二中・三〇ウ)、覚^(一)一本によれば高倉宮の乳母子という▽(二中

・二九ウ)

上記の人物が「人」であることになるが、三位以上と以下とで

は、記載上の差異が有るようである。

即ち、三位以上の人物については、

彼ノ正賢ノ先祖ニ一条ノ左大臣正親公ト申人求テケリ(一末・五四ウ)

五四ウ)

昔迦留大臣ト申ス人ヲハシキ(一末・六三オ)

大宮大相国三条内大臣按察大納言中山中納言ナト申シ人々(二

中・二オ)

此ノ人ノ先祖山陰中納言ト申人オワシキ(三本・六八オ)

三位中将ト云人生取ニセラレテ上ルト聞給ケレハ(五本・九一

ウ)

博雅ノ三位ト云シ人三年カ程雨ノ降ル夜モフラヌ夜モ(五末・

一七オ)

などの事例に見られる如く、その人物の先祖や親達等、血脈上の説

明は何ら加えられないのが普通と判断される。それに対して、四位

以下の人物の場合にあっては、例えば、

左少将行隆ト申人ハ閑院ノ右大臣冬副ヨリハ十二代故中山中納

言頭時卿ノ長男ニテ(二本・九六オ)

少納言伊長ト申ケル人ハアヨ丸ノ大納言宗通卿ノ孫備後前司季

通ノ子也(二中・一九ウ)

小松殿ノ末子ニ土佐守宗実ト云人オワシケリ(六末・八四ウ)

の如く、その人物の血脈に高位高官の者の有ることを書き添える

か、あるいは、

紀原親王ノ御方ニハ六十人カカラ持タリト聞ケル名虎ノ右兵

衛佐ト云ケル人ヲ(四・六オ)

院ノ近習者ニ前右衛門督光能卿ト云人(二末・四二オ)

の如く、その人物の仕える主が高位者であることが書き加えられている。又、その血脈や本人の地位が高貴であった場合には、次に引く如く藤原広嗣や惠美ノ仲曆の如き朝敵であつても「人」とされている。(この二名は、寛一本では「朝敵揃へ」に名が見える。)

右大臣不比等ノ孫式部卿宇合ノ御子右兵衛権少将兼大宰ノ少武

藤原ノ広嗣ト云人(三末・四二オ)

昔シ惠美ノ仲曆ト云人有ケリ贈大政大臣武智磨カ子ニ高野女帝

ノ御時御寵臣ニテ(三末・九一オ)

ただ、

越前守信行ト云人在ケリ(四・五八オ)

には、特に書き添えはされていないが、信行が藤原道隆の子孫であることが知られていて、「人」とされたということも有るのであるうか。

さて、上述したところから推測するのに、「人」とされるための評価基準として、まず三位以上であること、但し、その血脈あるいは地位・立場の特に勝れている者ならば四位以下でもよい、ということなのである。

第二に、唐国の国王、王妃、大臣並びに代表的文人が「といふ人」とされ、逆臣でも同様である。

周西伯留入西伯昌の誤り。周文王(一本・二四オ)

陽貴妃入楊貴妃(二末・九ウ)

張文成(二末・七ウ)

安祿山(三末・三ウ)

第三に、法師のうち、法印・法橋・僧正・律師等が「といふ人」とされている。

胡摩僧正行慶(一本・四二オ)

静憲法印(一本・六八オ)

法勝寺執行僧都御房(二本・五三ウ)

支助僧正(三末・四三ウ)

侍従律師行経(三末・八四ウ)

越前法橋章救(四・五九ウ)

浄安律師(六末・四オ)

右の中、「胡摩僧正行慶」は「白河院ノ御子也」、「静憲法印」は「故少納言入道信西カ子息也」とあつて、血脈が説明されている。前者は措くとして、後者については、

故少納言入道ノ末子ニ宰相脩憲ト云人ヲワシケリ(四・六一ウ)の如き血脈説明も有つて、同じく「信西」を受ける連体格助詞が「ガ」と「ノ」とで揺れているようである。又、「法勝寺執行僧都」は俊寛を指す。この事例は、俊寛を尋ねて島へやって来た有王の会話に見られるものである。「侍従律師行経」は、仁和寺守寛法親王に仕え、宮から「殊ニ深ク被思入タリケル」とある人物であり、又、「越前法橋章救」については、「此三位ノ兄ニ」という血脈説明が付いている。この「三位」は、豊後守刑部卿三位藤原實卿(寛一本、巻八「裁判官」参照)とされる。

但し、僧位は必ずしも絶対基準とはされていないようで、法橋より上位の法眼でも、「人」ではなく「者」とされる事例が存するのである。即ち、

其コロ熊野別当寛応法眼ト云ケル者ヲハオホエノ法眼トソ中ケル此ハ六条判官為義カ娘ノ腹ニテ有ケレハ母方源氏ナリケレトモ世ニ随フ事ナレハ平家ノ祈師ト成タリケル故ニヤ寛応法眼六

波羅へ使者ヲ立テ申ケルハ(二中・二四ウ)

とある如く、「寛応法眼」は「者」とされている。その理由は右の文が雄弁に語っているように思われ、彼の血脈が武將であることと関係が有るのである。因みに覚一本では「湛増」とある。

次に「淨安律師」については、圓融院の貞元二年、雷に取り去られた御舍利を、「修驗ノ聞へ世ニ有ケレハ」淨安律師が「奉取留メ」たと伝えている。

以上の如く、殆どの人物について、血脈あるいは人間関係、世評等の特性が付記されていることに注目する必要がある。

ここに特記すべき二人の高僧が有る。

大師ノ御婆見へサセ給ハス御弟子ニテ石山ノ内供淳祐ト云人オハシキ(五末・三二オ)

石山寺第三代座主の淳祐は、天曆二年十月内供奉となり、薰聖教の由来と共に広く知られた高僧であった。

いま一人は祈親持経である。

延久ノ比大和国葛下郡ニ祈親持経聖人ト云人アリケルカ(三本末・五七オ)

「抑白河院ヲ祈親持経聖人ノ再誕ト知ル事」とあり、祈親持経が高野山再興を計ったことは、よく知られていたことであろう。

第四に、以上の類に入らない者を挙げる。

延喜ノ第四ノ宮蟬丸ト云シ人(五末・一七オ)

蟬丸の出自の高貴さを、血脈を記すことによって明らかにしている事例である。

昔大伴孔子古ト云人アリ(五末・四二ウ)

光仁天皇御宇宝亀元年ニ大伴孔子古ト云シ人建立シ所也(五末

・四二ウ)

大伴孔子古は粉河寺の創建者として知られる。

翁申テ云ク伝承候天智天皇撰津国ナカへノ西ノ宮ニスマセオウシマシ、時アマタ小鳥ヲ被召ケルニ武庫山満願寺ノ峯ニ鴨ヲ取給フ御使ヘ大友ノ公家ト云ケル人也(五本・五三オ)

これは、一谷合戦を控えて、土地の「斧柄ノ妾」と名乗る翁が、義経の質問に応答している詞である。「大友ノ公家」なる人物は未詳であるが、天智天皇の狩狼の使者であったという立場への配慮が働いていると見られよう。

是ハ大宮大政大臣伊通御卿子息鳥飼中納言伊実娘先帝御乳母大納言典侍ト云人也(六末・五九ウ)

「大納言典侍」と呼ばれるのは、大納言藤原邦綱の養子(輔子)となつたからであるが、高貴な血脈と安德帝の乳母をつとめたことが記されている。

以上で「といふ人」の全事例の検討を終る。それによれば、「人」と呼ばれる人物は、一つには公卿を最高に六位以上の者で、その殆どは藤原氏であるが、四位以下の場合には、その貴族の血脈とか地位・立場等が併せ記述されているのが普通の文体と見受けられる。又、法師の場合も公家の場合に似て、僧位の高さのみではなく、やはりその出自・血脈の記述の併せ見られるのが普通である。

其他、右に合致しない事例が若干存するが、それぞれ上に述べた如く、やはり身分、立場上の高貴さ、あるいは勝れた事績を有する人物達である。

このようにして、「といふ人」と言われる範囲は、かなり限られていることが明らかであつて、とりわけ、地方の豪族や武士には一

人の該当者もないことが著しい。

二、「といふ者」

次に、「といふ者」と表現されているのは、いかなる人物であるかについて考えたい。

(一)一人称者の名乗り

御使へ：競ノ滝口ト申者ニテ候(一本・九六ウ)

山僧撰津堅者毫雲ト申者ニテ候(一本・九八ウ)

年来ノ青侍ニ信俊ト申者(一末・六五ウ)

吾ハ是大唐ノ琵琶ノ士籠承武ト申者ナリ(二本・九四オ)

我是大唐ノ土元一候ト申シ者ニテ侍リ(二中・七八ウ)

我ハ三浦ノ大介ト云者也(二末・七四ウ)

兵衛佐頼朝カ弟鳥羽卿公円全ト云者ナリ(三本・七三ウ)

富部殿ノ郎等杵臼小源太重光ト申者也(三本・八四オ)

我ハ是：マホロト申者也(三末・四ウ)

伊豆国住人天野藤内遠景ト申者也(三末・一五ウ)

信乃国諏訪郡住人手塚太郎金光盛ト云者ソ(三末・三六オ)

信乃国住人：八島四郎行綱ト申者ニテ候(四・五七オ)

我ハ播磨中将ト云者ニテアルソ(四・五八オ)

鎌倉右兵衛頼朝カ舎弟九郎義経ト申者コソ参テ候へ(五本・二

四オ)

以下は省略するが、これらの名乗りの文言には、「一國住人」の如き出身地を示すもの、「一郎等」や「下司」の如く自らの身分を示す語を伴った例が少なくない。この点は、次項以下に挙げる事例とも関連を持っている。

(二)郎等、家子、雑色等

△師高√自害シテケリ郎等ニ近平四郎ナニカシトカヤ申ケル者一人付タリケルモ同自害シテケリ(一末・六〇ウ)

其後伊豆守ノ郎等渡部党ニ省ノ次郎ト云者参タリケルカ(二中・九六オ)

和泉判官カ一ノ郎等権守兼行ト云者アリ(二末・五〇オ)

佐々木郎等ニ鹿嶋与一ト云者(五本・一六オ)

木曾郎等ニ藤太左衛門兼助ト云者(五本・一六オ)

判官ノ郎等ニ安芸太郎光実ト云者アリ(六本・四〇ウ)

故少納言入道ノ許ニ師光成景ト云者アリケリ(一本・七一オ)

家子二人内一人ハ比企藤四郎能員一人ハ和田三郎宗実ト申者ニテ候(四・三三オ)

源藏人ノ家子ニ信乃二郎頼成ト云者ハ(四・五九オ)

北条雑色男源藤次ト云ケル者ニ(二末・五一オ)

使ハ雑色新先生ト云者也(二末・九四オ)

以下は省略する。(以後についても同様。)

(三)地方の豪族、住人

木曾カ手ニ信乃国住人手塚太郎金光盛ト云者アリ(三末・三六オ)

加賀国住人倉光五郎ト云者(四・四一ウ)

河内国住人草刈ノ加賀源秀ト云ケル者(四・五八ウ)

上野国住人多胡次郎家包ト云者(五本・二九ウ)

紀伊国住人園部兵衛重茂ト云者(五本・四一オ)

伊与国住人武智武者所清章ト云者(五本・六三オ)

武藏国住人岡部六矢田忠澄ト云者(五本・六七ウ)

豊後国住人緒方三郎惟栄トカヤ申者(六末・六七ウ)

其浦ニ二郎大夫ト云者ノ有ケルニ(二末・七五ウ)

播磨国福井庄下司次郎大夫俊方ト云者(三本・四一オ)

伊栄カ先祖ヲ尋ヌレハ豊後国知田ノ庄ト云所ニ大丈夫ト云者ニ娘アリケリ(四・二〇ウ)

当国ノ大名根井小矢太滋野幸親ト云者ニ義仲ヲ授ク(三本・二八ウ)

陸奥之郡ニ藤原秀衡ト云者有(三本・六六オ)

我ハ但馬国氣比權守道弘ト云者カ許ニ有(六末・七九ウ)

此寺ト申ハ元ハ近江ノ大領ト申者ノ私ノ寺タリシヲ(二末・九オ)

侍

去比先祖相伝ノ所領ヲ無故平家ノ侍越中前司盛俊ト申者ニ押領

セラレ候テ(五本・五〇ウ)

能登守ノ侍ニ平八為員ト云者取テハケテ(五本・四〇ウ)

湛増タノミ切タル侍須々木五郎左衛門ト云者(六末・八三ウ)

本三位中将ノ侍木公右馬允信時ト申者アリ(五末・六ウ)

地方武士

難波二郎ト云者ナリケリ(二末・五三オ)

難波太郎俊定ト申者ノ古屋ニ渡セ給ト承候シカ(二本・四一ウ)

信濃国安曇郡木曾ト云所ニ木曾冠者義仲ト云者(三本・二六オ)

信乃国ニコヘテ木曾仲三兼遠ト云者ニ合テ(三本・二六ウ)

木曾千書木曾大夫覚明ト云者ノ有ケルヲ(三末・三一オ)

木曾ノ冠者義仲ト云者ニ都ヲ追落サレテ(六末・六四オ)

通清カ舎弟北条三郎通経ト云者(三本・三三オ)

雑役

京ニ紺撮ニテアリケル字五郎ト申ケル者(四・三五オ)

八条宮ノ房官ニ大進法橋行清ト云者有ケリ(四・六一オ)

法師

其コロ熊野別当寛応法眼ト云ケル者ヲハオホエノ法眼トソケル(二中・二四ウ)

宮ノ御方ニ法輪院ノ荒土佐鏡鏡ト云者アリ(二中・五七オ)

爰ニ一能房阿闍梨心海ト云者アリ(二中・四三ウ)

円満院ノ大輔慶秀矢切ノ但馬明禪ト云者アリ(二中・五四ウ)

判官カ後見ノ法師元ハ山法師ニ注記ト云者ニテ有ケルカ(二末・五二オ)

昔モ今モ世ノヲソシキ事ハ河内国弓削ト云所ニ道鏡法師ト云者召レテ禁中ニ候ケルカ(三末・九一ウ)

歌仙

昔小野小町ト云ケル者ハ色貞人ニ勝レテ情モ深カリケレハ(五本・八四ウ)

讃岐国へ被移マシマス由ヲ聞テ其比西行ト聞ヘシ者カクソ思ツ、ケ、レ(一末・一〇六ウ)

怪異、伝説の人物

紀伊国名草郡貴志庄鷹尾村ニ一ノ異禽アリ世ノ土蜘蛛ト云者アリ(二中・一二三オ)

一言主恨ヲナシテ御門ニ偽リ奏シケルハ役優婆塞ト云者位ヲ傾

ムトス(三末・六ウ)

震旦人

漢ノ天漢元年ニ又李將軍ト云者ト蘇子荆ト云兵トヲ差遣ス(一

末・九七ウ)

昔シモロコシニ漢ノ明帝ノ時劉晨阮肇ト云シ二人ノ者ニ天台山

へ登リケルカ(二本・五〇ウ)

昔唐国ニ孟嘗君ト云者アリキ(二中・四五ウ)

其中ニ李不提ト云盜能クスル者アリ(二中・四六ウ)

鷄明ト云者高木ノ末ニ登テ鷄ノ虚音ヲシタリケレハ(二中・四

六ウ)

昔唐国ニ楚ケイハウ競望カ子ニ燕ノ太子丹ト云者アリ(二中・一二四

オ)

蒯ムカ秦國ニ至リヌニ秦皇ノ寵臣蒙嘉ト云者ニ賂テ秦皇ニ申出

(二中・一三一オ)

鞠武ト云ケル者はヲ聞テ太子ヲ諫テ云(二中・一二六オ)

其比シ焚於期ト云ケル者ハ秦皇ノ為ニ罪セラレテ(二中・一二六

オ)

余波ヲ惜ミ酒ヲ飲ケルニ高漸セン離ト云者筑ハトキヲ撃ツ(二中・一三

〇オ)

前漢後漢ノ間ニ王莽劉玄ト云ケル者二人世ヲ執テ十八年我マ、

ニ行ケルカ如ク(四・六九ウ)

〔系譜未詳者

京者中ニ中務丞知国ト云者アリケルカ申請テ伏テケリ(六末・

一九オ)

思ノ外ニ鳥羽ノ刑部左衛門トカヤ申者相ツレテ候へハ(二末・

六オ)

〔上位者から下位者を

入道弥ミ不安フカラ思テ怒ヲナシテアヲ牛死ナハサテモナクテ

小督トカヤ云者ヲ被召ニナルソ是ヲ取テ尼ニナセ(三本・一五

オ)

手越宿ノ長者カ娘千手ト申者ニテ候(五末・二二ウ)

汝ハ何ナル者ナニカシト云者ナレハ此夜中ニカ程ノミ山ヲ通ル

ソ(五本・五二ウ)

〔身内の者を

君ノ西八条へ召籠ラレサセ給シ後ハ御アタリノ人ミト申者ヲハ

トラヘカラムホタシヲ打(有王丸↓俊寛、二本・五七オ)

入道カ継母池尼ト申候シ者彼頼朝ヲ見候テ余リニ無慚カリ候テ

(淨海↓院御所、二中・一三六ウ)

少納言入道子ニ弁入道真憲ト申シ者候シ娘ニ阿波弁内侍ト申候

シハ尼カ事ニテ候(阿波内侍↓後白河法皇、六末・五九オ)

〔平氏から源氏を

三条ノ橋次ト云シ金商人カ蓑笠粮料セヲウテ陸奥へ具テ下タリ

シ童名舎那王ト云シ者ノ事コサンナレ(六本・二四オ)

〔源氏から平氏を

掃命頂礼ニ爰ニ頃年之間平相國ト云者アリ管一領シテ四海ヲ

而令惱亂万民ヲ(三末・三一ウ)

サテモ平家ノ一族ト云者ヲハ一人モ不漏皆可失(六末・二四

オ)

「といふ者」の事例は「といふ人」の約三倍見られることを、第

一節に示したのであるが、右に縷々述べたところによって、「人」

の用いられる範囲は、本邦・震旦を並べて王族・貴族を中心にごく

限られていること、それに対して「者」は、武者を始めとして極め

て広い範囲に用いられることが明らかになったと言えよう。

三、格助詞「が」「の」との相応

平家物語には、言うまでもなく多くの人物が登場する。それに伴って、人物の系譜に関する記述も数多く見られ、その記述には、表現上際立った傾向が窺われる。

まず一例を掲げよう。

- ①ナラノ帝ノ御時右大臣不比等ノ孫式部卿宇合ノ御子右近衛権少将兼大宰ノ小式藤原ノ広嗣ト云人オワシキ(三末・四二オ)
②東国下野国ノ住人足利ノ太郎俊綱カ子ニ足利又太郎忠綱ト云者アリ(二中・五八ウ)

前者①では、藤原広嗣が藤原不比等、藤原宇合らと同血脈にあることが示される。その三者の関係を示す表現として、「ノ孫」「ノ御子」に依じて「ト云人」とある点に注目し、又、後者②では、「足利ノ太郎俊綱」と「足利又太郎忠綱」とが同血脈であることが示されており、一方を「ガ」が承け、それに依じて他方を「ト云者」が承けていることに注目したのである。

又、別に次の如き事例も有る。

- ③胡摩僧正行慶ト云シ人ハ白河院ノ御子也(一本・四二オ)
④陸奥之郡ニ藤原秀衡ト云者有彼ハ武蔵守秀卿カ末葉修理権大夫経清カ孫権太郎清衡カ子也(三本・六六オ)

前者③では、「行慶」と「白河院」とが同血脈にあることが示される。又④では、「藤原秀衡」と「武蔵守秀卿」「修理権大夫経清」及び「権太郎清衡」とが同血脈にあることが示される。ただ、文中における「ト云シ人」と「ノ御子」、及び「ト云者」と「ガ末葉」

「ガ孫」「ガ子」との位置関係は、①②とは丁度逆になっているが、「人」と「ノ」、「者」と「ガ」がそれぞれに相応している点では等しいと見られる。そこで、以下の記述の便宜のために、①②の構造を取るものを甲型、③④を乙型と呼んで区別することとした。

ところで、格助詞「が」「の」の使い分けによる尊卑表現については、既に多くの論文が先学によって発表されている。又、延慶本平家物語における連体格助詞「が」「の」の尊卑表現については、別に詳しく述べる用意が拙稿筆者にあるので暫く措くとして、小稿では、「人」「者」と「が」「の」との間に見られる相応性というべき現象について考えようと思う。

まず「ト云人」に関わる甲型・乙型事例を列挙して説明を加える。

〔甲〕型

此三位ノ兄ニ越前法橋章教ト云人有ケリ(四・五九ウ)

故少納言入道ノ末子ニ宰相脩憲ト云人ヲワシケリ(四・六一ウ)

小松殿ノ末子ニ土佐守宗実ト云人オワシケリ(六末・八四ウ)

〔乙〕型

其比左少弁行隆ト申人ハ関院ノ右大臣冬副ヨリハ十二代故中山

中納言頼時卿ノ長男ニテオワセシカ(二本・九六オ)

少納言伊長ト申ケル人ハアコ丸ノ大納言宗通卿ノ孫備後前司季通ノ子也(二中・一九ウ)

以上の諸例によって、「ノ」⁽⁶⁾と「ト云人」との相応することが認められよう。そうして、「ノ」の下には、「孫」「御子」「兄」「末子」「長男」「子」等、様々の体言が接しているところからす

れば、「ノ」の構成要素を固定的に把えることは妥当でなく、「ト云人」(この句の中核をなす語は「人」である。)との相応という視点においては、「ノ」を重視すべきであると考えられるのである。

次に「ト云者」について考えたい。

【甲】型

故六条判官為義カ孫帶刀先生義賢次男木曾冠者義仲ト云者(三本・二六才)

西寂カ甥沼賀七郎伊重ト云者(三本・三三ウ)

通清カ舍弟北条三郎通経ト云者(三本・三三三才)

昔唐国ニ楚^{ケイハク}競望カ子ニ燕ノ太子丹ト云者アリ(二中・一二四才)

渡辺源五右馬允番カ子ニ源兵衛尉昵ト云者急キ踊入テ(六本・三七ウ)

右は、いずれも地の文における事例である。ついで会話文における事例を掲げる。

御使ハ渡部党ニ箕田の源七綱カ末葉競ノ滝口ト申者ニテ候(一本・九六ウ)

(話し手の「競ノ滝口」が自らを「者」と呼ぶと共に、同血脈の「源七綱」に「ガ」を接せしめている。)

兵衛佐頼朝カ弟鳥羽卿公円全ト云者ナリ(三本・七三ウ)

鎌倉右兵衛頼朝カ舍弟九郎義経ト申者コソ参テ候へ(五本・二四才)

(右の二例では、前者の話し手は「円全」、後者のそれは「義経」である。自らを「ト云者」とするのは、上述の如く名乗りの場合の常と考えられるが、相対する人物が「頼朝」であって

も「ガ」で承けている。身内には「ガ」を用いるのが普通の話法と見受けられる。以下の事例も参照。)

カク申ハ信乃国住人スワノ上ノ宮ノ千野大夫光家カ嫡子千野太郎光弘ト申者(五本・三四才)

手越宿ノ長者カ娘千手ト申者ニテ候(五末・二二ウ)

阿波民部大夫カ子息田内左衛門成直ト申者ソ(六本・一一ウ)

故八幡太郎殿乳人子ニ雲上ノ後藤内範朝カ三代孫藤次兵衛尉範忠ト申者也(六本・一八ウ)

【乙】型

熊野別当寛応法眼ト云ケル者ヲオホエノ法眼トソケル此ハ六条判官為義カ娘ノ腹ニテ有ケレハ(二中・二四ウ)

越後城太郎平資長ト云者アリ是ハ余五將軍維茂カ後胤奥山太郎永家カ孫城鬼九郎資国カ子也(三本・六六才)

以上の諸例によって、「ガ」と「ト云者」との相応することを認め得る。「ガ」に下接している体言として、「孫」「甥」「舍弟」「子」「末葉」「弟」「嫡子」「娘」「子息」「三代孫」「後胤」等の来ているところからすれば、「ガ」の構成を固定的に把えることは妥当でなく、「ト云者」(この句の中核をなす語は「者」と)の相応という点においては、「ガ」を重視すべきであると考えられる。

かくて、同一血脈に係る人物について、「人」と連体格助詞「ノ」とが、又、「者」と同じく「ガ」とが、それぞれ相応して用いられていることを述べて来た。その内、「者」と「ガ」については例外が見られないが、「人」と「ノ」については、次の一例がそれと見做される。

其比靜憲法印ト申ケル人ハ故少納言入道信西カ子息也(二本・六八オ)

この事例では、上に見て来たところに依れば、「ガ」には「ノ」が予想される場所である。幸いに、本節「ト云人」[甲]型第二例として既に掲げた例文が、これと比較対照し得るので、再び掲げることを許されたい。

故少納言入道ノ末子ニ宰相脩憲ト云人ヲワシケリ(四・六一ウ)
「脩憲」は通憲の五男で、後脩範と改名した人物である。(公卿補任)に拠る。この方では「ノ末子」となっていることに注目しておきたい。

四、「が」「の」との相応の意味

— 結びに代えて —

前節で述べた「人」と「の」、「者」と「が」の相応という現象そのものは、決して同血脈の人物の場合に限って起こることではない。例えは、次の如き事例が有る。

後白川院ノ近習者坊門中納言親信ト云人ヲハシキ(一末・三〇オ)

院ノ近習者ニ前右衛門督光能卿ト云人アリ(二末・四二オ)

ここでは、「院」と「親信」「光能」とは言うまでもなく同血脈の人物ではない。偶々「後白川院」「中納言親信」、「院」「前右衛門督光能卿」であるが故に「ノ」と「人」とが用いられたと考へねばならない。次に掲げる事例も、「大師」であり「内供淳祐」であるが故に、「ノ」と「人」とが用いられたと見られる。

霧深ク立渡テ大師ノ御姿見ヘサセ給ハス御弟子ニテ石山ノ内供

淳祐ト云人オハシキ(五末・三二オ)

又、「者」と「が」とについて、次の如き事例が有る。

和泉判官カ一ノ郎等權守兼行ト云者アリ(二末・五〇オ)

木曾カ手ニ信乃国任人手塚太郎光盛ト云者アリ(三末・三六オ)

大田四郎カ郎等左前ト云者(五本・六八ウ)

右三例では、「和泉判官」と「權守兼行」、「木曾」と「手塚太郎光盛」、「大田四郎」と「左前」、それぞれ血脈を同じくするものではない。これらは、偶々「ガ」「者」が相応したものと見なければならぬ。何故かならば、次に掲げる如く、「ノ」と「者」との相応かと思わしめるような事例も存するからである。

鎌倉殿ノ御代官北条四郎時政ト申者御迎ニ参タリ(六末・二五ウ)

八条宮ノ房官ニ大進法橋行清ト云者有ケリ(四・六一オ)

源藏人ノ家子ニ信乃二郎頼成ト云者ハ(四・五九オ)

能登守ノ侍ニ平八為員ト云者(五本・四〇ウ)

本三位中将ノ侍木公右馬允信時ト申者アリ(五末・六ウ)

判官ノ郎等ニ安芸太郎光実ト云者アリ(六本・四〇ウ)

千両ノ金色々ノ財ヲ以テ秦皇ノ寵臣蒙嘉ト云者ニ賂テ(二中・一三一オ)

故少納言入道ノ許ニ師光成景ト云者アリケリ(一本・七一オ)

富部殿ノ郎等杵臼小源太重光ト申者也(三本・八四オ)△会話文▽

是ハ薩摩守殿ノ御内ニ豊嶋九郎ト申者ニテ候(五本・七六ウ)

△会話文▽

右の十例においては、「ト云者」とは関係無く、「鎌倉殿」「八

条宮」「源藏人」「能登守」「本三位中将」「判官」「秦皇」「故少納言入道」「富部殿」「薩摩守殿」等の人物は、その地位や身分等に因って「ノ」が選択されていると判断されるのである。

以上小稿に述べたところを纏めれば、連体格助詞「の」は「人」と、又、「が」は「者」とそれぞれ感情価値表現の方向を等しくして調和することを示すものと考えられる。

さすれば、次に掲げる如き、「者」と「が」、「人」と「の」の結合した表現が有り得るのである。(「人」と「が」の結合した例は見出しがたい。但し、「者」と「の」が結合した例は二箇見出し得る。)

此ハ安芸国住人ニテモナシ安芸守ノ子ニテモナシ阿波国住人安キ大領ト云者カ子也(六本・四〇ウ)

我ハ但馬国氣比権守道弘ト云者カ許ニ有也(六末・七九ウ)

間近ク大政大臣平清盛入道法名浄海ト申ケル人ノ有様伝承コソ

心モ詞モ及ハレネ(一本・九ウ)

唐国ノ周西伯留ト云ケル人ノ船ニコソ白魚躍リ入タリケルトハ

伝聞ケ(一本・二四オ)

かくして、その区別は個人から血縁集団にも及び、「人 \uparrow 」の血脈、それに対する「者 \downarrow 」の血脈という差別を、そこから明瞭に読み取ることが出来るであろう。

注

(1) 浜田 敦『もの』と『こと』(『東方学会創立二十五周年記念 東方学論集』昭四七・一一)殊に六頁以下参照。

(2) 本文は『延慶本平家物語』(大東急記念文庫発行、汲古書院製本)に拠る。

(3) 岩佐 正「正成ト云者アリキ」(日本古典文学大系「神皇正統記増鏡」二〇九頁補注四六)

補考——(成城文芸「第六九号、昭四九・四」)

大野 晋『もの』という言葉(『講座古代学』昭和五〇年中央公論社)

拙稿「平安時代語としての『ひと』と『もの』」(『国語教育』第二二号、昭五〇・一高知大学)

拙稿「漢文訓読語の一面——『者』を『モノ』と訓むことの意味——」(『大伴治教授 国語史論集』昭和五一年表现社)

我妻建治『『ヒト』と『モノ』考(一)——『増鏡』の場合——』(『成城大短大部紀要』第八号、昭五二・三)

拙稿「教行信証における『ヒト』と『モノ』——『者』の訓をとおして——」(『鎌倉時代語研究』第三輯、昭五五・三)

(4) 日本古典文学大系「平家物語」に拠る。

(5) 綾村 宏「石山寺重書類について」(『石山寺の研究』一、昭和五三年宝蔵館)九一八頁。

(6) 格助詞「が」「の」の所謂尊卑表現に関する先行論文名は、近く発表予定の別稿に譲る。

(7) 「感情価値」という用語は、小林好日「助詞「が」の表現的価値」(『国語と国文学』第一五卷一〇号、昭一三・一〇)「国語学の諸問題」昭和一六年岩波書店、寿岳章子「室町時代の『の』が——その感情価値表現を中心に——」(『国語国文』第二七卷七号、昭三三・七)「室町時代語の表現」昭和五八年清文堂)にならう。